

令和6年2月13日

令和6年 第1回

東大和市教育委員会臨時会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第1回東大和市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和6年2月13日（火曜日）午後1時00分～午後1時24分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長	小 俣 学	教育部参事兼 教育指導課長	小 野 隆 一
教育総務課長	斎 藤 謙二郎	生涯学習課長	岩 野 秀 夫

6. 書 記

庶 務 係 長	長 瀬 由美子	主 事	浅 井 亮 介
---------	---------	-----	---------

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 第 6 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

◎開会の辞

○岡田教育長 それでは時間になりました。ただいまから令和 6 年第 1 回東大和市教育委員会臨時会を開催いたします。

◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

○藤宮委員 はい。分かりました。

◎日程第 2 第 6 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を
改正する条例に係る意見の申出について

○岡田教育長 それでは、日程第 2、第 6 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

小俣教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました、「第 6 号議案東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」につきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、本年 1 月 25 日に開催されました令和 6 年第 1 回東大和市教育委員会定例会において御審議をいただいたところではありますが、東大和市の使用料手数料等のあり方における市の方針として、使用料算定の基礎となります原価計算に減価償却分を参入する等の理由から本条例に係る施設の利用料につきまして、再検討いたしましたので今般改めて内容のご説明を申し上げるものがあります。

それでは議案資料をご覧ください。

初めに別表第 2 につきましては、市の公園体育施設として当該施設の名称および位置を定めるものでありまして、こちらに変更はございません。

続きまして、別表第 3 は、休場日を定めるものでありまして、こちらにも変更はございません。

続きまして別表第4は、開場時間を定めるものでありまして、こちらにつきましても変更はございません。

続きまして別表第5は、利用料金を定めるものであり別表第5（5）の次に（6）として当該施設の利用料金を定めるものであります。資料といたしまして、利用料の新旧対照表を添付しておりますのでそちらをご覧くださいと存じます。利用料に人工芝や管理棟の工事費にかかる減価償却分を加えましたことから、原価が高くなり、このことに合わせて利用料も再考し、平日利用料の設定を見合わせることにいたしました。また、今後この原価に占める減価償却分の割合を参考値といたしまして、将来的な施設整備にかかる費用の積み立てを想定していること及び利用者の安全面について再考した結果、施設の半面貸しをやめること、そして他市の人工芝の体育施設において設定されております子供料金を参考といたしまして子供料金は二分の一といたしました。

議案資料にお戻りください。附則については変更ございません。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質問がございましたらお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 質問というよりは、意見なんですけど、近隣の市の中で、すごく整った素晴らしい環境だと思いますので、たくさんの方にぜひ使っていただいてどんどんスポーツが活性化していくといいなと思いました。この施設はもちろん市外の方も使えるんですね。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 使用できます。

○岡田教育長 内野委員。

○内野委員 ありがとうございます。これからが楽しみです。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 市外の方も使えますが、市民が優先ということで、空いている場合などは、もちろん市外の方でも使っていただけるとそういう考え方でございます。

○岡田教育長 他にございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 市内のほかの施設、例えば上仲原公園野球場などとの、利用料金のバランスということでは、上仲原公園野球場はそのままだとするとバランスが取れないと思うのですが、その辺については、どうお考えですか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 鈴木委員ご指摘の点につきましては、新たに、この人工芝の運動広場を開設することになりますので、そこに関しましては新しい考えというか、先々の減価償却分を含めた利用料設定というものを初めて導入するものでございます。後々その他の体育施設に関しまして利用料金を見直す機会がございましたら、検討する必要があると考えてございます。あくまでも今回は新しく開設される体育施設というところで、新しい考えを導入させていただいたところでございます。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 今までの市の施設の利用料の算定には減価償却分は入っていません。単純にその違いがございます。新しい施設に関して、新しい考え方を持とうということで、今回、初めて導入しました。今までの施設の利用料に減価償却分は入っておりませんので、安価に収まっているということでございます。施設が新設される際の使用料、利用料を考えると時には減価償却分を入れていくということで、考え方が変わります。今後も新しい施設がどれだけできていくかというのは、未知数ですけれども、公共施設の再編などもこれから動いていきますので、そういう中で減価償却分が参入されていくということでございます。その違いがありますのでバランスは確かにおっしゃるようになりますけれども、その主旨をもって説明してまいります。ただ人工芝のコートの場合、この金額がそんなに高いというわけではありませんので、利用者の方にはご理解いただけるのではないかと考えているところでございます。

○岡田教育長 他にございますか。

岩田委員。

○岩田委員 私は、減価償却分を含めて利用料を設定するという考え方は、使う人にとってもメンテナンスをしていただきながら使えて、いつもきれいな状態で使えるということで新しい考え方で良いと思います。それで、一つお聞きしたいのは、これはサッカーだけに特化したグラウンドになるわけではないのですか、どんな競技が利用できるのか教えていただければと思います。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 サッカー以外に、アルティメット、ターゲットバードゴルフなどを想定しております。あとは、人工芝を傷つけないような競技であれば、ご利用いただくことは可能かなと考えておりますので、こういった競技が利用できるかといったところは、今後、詰めていきたいと考えております。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 この清原中央公園運動広場を進めていくにあたって、多目的広場である桜が丘市民広場と同様に、種目を限定せずに、人工芝のグラウンドで行う競技であれば、色々な種目で使ってもらおうという考え方で進めてきました。ただ、何か特色を持たせたいという話の中で、サッカーの公式試合のできる大きさを持つとうという話が当初からありましたので、サッカーの公式試合のできる100m×64mを確保しつつ、人工芝を傷つけることはなくやれる競技であれば、特に種目を問わず、また、近くの幼稚園等が運動会をやるのに、使ってもらっても良いと思いますし、特に使用目的を絞らずに、使っていただくことで良いんじゃないかと考えております。

○岡田教育長 他にいかがでしょうか。

藤宮委員。

○藤宮委員 別表第2の次のように加えるという表で、東大和市清原中央公園運動広場の所在地ですが、東大和市清原1丁目1番のあと、なんて読むのですか。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 清原1丁目1番ほかです。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 それから、貸切時間が16時から19時という利用区分があるのですが、これは、電気代は別途もらわないのですか。照明は使わないのですか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 電気代を別途いただくことはありません。利用料の計算の中に、光熱水費というのは含まれておりますので、この時間についても、いわゆるランニングコストの中に、電気代というのは含まれております。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 そもそも夜間照明は無いので、別途で電気代はもらいません。明るくて、使用可能な時期は19時まで使用できるという考え方です。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 もう一点、質問です。ここの前に、信用金庫がありますが、その道路を隔てた前が、東京都の土地で、現在、空き地となっています。今後、どのように活用されるのか教えてください。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 そこは、東京都の土地なので、どのように利活用を考えているか市では、把握しておりません。

○岡田教育長 そこについては、市の方では、どうかということとは言えないということでしょうか。

小俣教育部長。

○小俣教育部長 把握してございません。

○岡田教育長 他にいかがでしょうか。

では、最後に確認でよろしいですか。理由を説明していただいたところで、平日利用料の設定を見合わせるという話がありました。平日利用料の設定を見合わせるということなので、前回、平日と、休日、土日の設定ありましたが、これは、休日を基準としてという考え方で利用料金の設定という、そういう確認でよろしいでしょうか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 あくまでも、市の使用料手数料の基本方針に準拠して導いた一律の利用料を設定いたしました。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 今、生涯学習課長が申し上げた通りなのですが、本日、議案として提出している考え方に、土日、平日という考え方はございません。稼働率を高めるために、平日を安くしようという考え方もありましたが、市としましては、条例の一部改正で、平日、休日関係なく一律の金額の上限を定めるということで、ご提案をしております。その際、市は、上限を決めましたので、指定管理者の方で、稼働率を上げるために、上限を守りながら、平日は少し下げますというような提案をいただくことで、料金設定は可能となりますので、そこは、条例の一部改正が終わった後、今後の指定管理者との協議の中で、提案事項として受けるということで考えているところであります。まずは、市は、基本の料金の上限を決めるということで、進めたいと考えております。

○岡田教育長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第6号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を意見無しとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、令和6年第1回東大和市教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時24分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員